

# 10月1日は浄化槽の日です。

10月1日は浄化槽の日と定められています。

そこで、町民のみなさまに浄化槽について知っていただきたいこととお知らせします。

## 浄化槽についてみなさんに知ってほしいこと

■わたしたちの暮らしの中で汚れた水をきれいにするのが浄化槽です。今、自然を守るために家庭での適正な管理が必要とされています。

■浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置です。合併処理浄化槽と単独処理浄化槽（合併より処理能力が低い）があります。

■以下の維持管理が義務付けられています。

### 【許可業者への汲み取り・清掃委託】

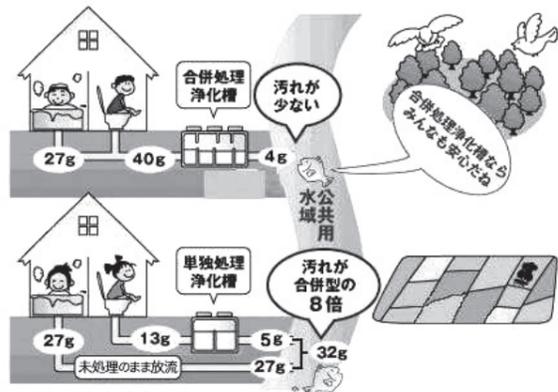
浄化槽内にたまったスカムや汚泥を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類の洗浄などを、町の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して行うこと。詳しくは町役場にお問い合わせください。

### 【登録業者による保守点検】

浄化槽の運転状況の点検や装置の調整、修理、消毒剤の補充などを都道府県知事に申請し、登録した業者に委託して行うこと。詳しくは南部福祉保健所にお問い合わせください。

### 【指定検査機関による法定検査】

沖縄県知事が指定した「指定検査機関」に申し込み、使用開始後3～8か月の間に1回、その後1年に1回、定期的に浄化槽の水質に関する法定検査を受ける義務があります。詳しくは南部福祉保健所または（公社）沖縄県環境整備協会へお問い合わせください。



※数値は、1人が1日に出す水質汚染部室の量をBODで表したものです。(BODとは、汚水をきれいにするために必要な酸素量。水の汚れ度合いの指標になります)

※平成13年4月以降に建築された家は、合併処理浄化槽です。

## 浄化槽設置整備補助金をご活用ください。

西原町では処理能力が低く、環境への影響が高い汲み取り便所や単独処理浄化槽を、処理能力が高く、環境への影響を低減できる合併処理浄化槽に転換する際、下記の一定の要件を満たす場合に補助金を交付しています。

現在、汲み取り便所や単独処理浄化槽を利用しているご家庭は、当該補助金を活用しながら、可能な限り合併処理浄化槽へ転換していただくようお願いします。

### 【補助金受給要件】

1. 下水道が整備されておらず、7年以内に下水道整備が見込まれない地域に該当する世帯。
2. 単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽へ転換する者。ただし、次のいずれかに該当する方については、補助金を交付できません。

- ① 住宅の新築及び増改築に伴う浄化槽設置で、建築確認を伴う者
- ② 浄化槽設置の届出をしない者
- ③ 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾を得られないもの。

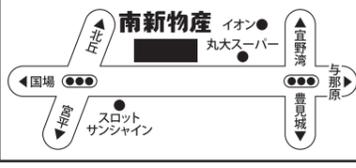
※ 浄化槽に関する詳しいことは、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ> 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018 【汲み取り・清掃】  
 沖縄県南部福祉保健所 ☎889-6799 【保守点検・法定検査】  
 (公社)沖縄県環境整備協会 ☎835-8833 【法定検査】

## 不動産のことなら創業32年の南新物産におまかせください!



おかげさまで「売買仲介実績 1,100 件突破!!」  
 不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい  
沖縄県知事免許(9)第0928号  
 あなたのホームプランナー  
**南新物産**



**南風原本店**  
 〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7  
 ☎(098) 889-4007(代)  
 FAX 889-4033  
 ☒ hae@nanchan.co.jp

<http://www.nanchan.co.jp/Company/> 南新物産 検索

## 平成24年度 健全化判断比率等の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。その法律では、市町村の財政の状態を判断する4つの指標（①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ※以下「健全化判断比率」と表します。）及び公営企業（水道・下水道事業など）の経営状況を示す指標（※以下「資金不足比率」と表します。）が定められ、各市町村は毎年その指標を公表することになりました。

平成24年度決算に基づく西原町の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下の表のとおり、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率及び資金不足比率は黒字となりました。③実質公債費比率は9.7%、④将来負担比率は88.6%で、いずれも早期健全化基準（※用語解説を参照）を下回りました。しかし、本町の財政状況が厳しいことには変わりはなく、引き続き行財政改革を進め、健全な財政運営に取り組んでいきます。

### 【健全化判断比率】

健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.34%
②連結実質赤字比率	—	19.34%
③実質公債費比率	9.7%	25.0%
④将来負担比率	88.6%	350.0%

※①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため「—」表示となっています。

### 【資金不足比率】

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0%	資金不足なし
公共下水道事業特別会計	—	20.0%	資金不足なし
土地区画整理事業特別会計	—	20.0%	資金不足なし

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となっています。

### 【用語解説】

早期健全化基準	基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。
財政再生基準	基準を超えた場合は、「財政再生計画」を策定し、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。
経営健全化基準	基準を超えた場合は、「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。
実質赤字比率	地方公共団体の一般会計等の赤字額の*標準財政規模に対する比率です。
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の*標準財政規模に対する比率です。
実質公債費比率	一般会計が負担する借入金の返済額の*標準財政規模に対する比率です。一部事務組合への負担金や公営企業に対する繰出金の中の元利償還金相当分も加えられています。
将来負担比率	現時点での借入金の残高をはじめ、退職手当など一般会計が将来負担すべき負債の*標準財政規模に対する比率です。
資金不足比率	公営企業会計の資金不足額の事業規模（営業収入）に対する比率です。
*標準財政規模	地方自治体の標準的な収入で、普通交付税と地方税が主なものです。

○この記事に関する情報は、町ホームページでも公表しておりますので、ご覧ください。昨年度の状況や対象となる各会計のイメージ図も掲載しています。

〔西原町トップページ (<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>) →西原町役場のご案内→財政→平成24年度→平成24年度西原町健全化判断比率等の公表〕

お問い合わせ 総務部企画財政課 財政係 ☎945-4533 (内線214)